

令和4年11月24日

令和4年第6回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第63号	宮代町個人情報保護法施行条例について	1
議案第64号	宮代町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について	5
議案第65号	宮代町情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例について	24
議案第66号	宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	26
議案第67号	宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	33
議案第68号	町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	35
議案第69号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	37
議案第70号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	39
議案第71号	宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	41
議案第72号	宮代町上水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例について	43
議案第73号	宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	45
議案第74号	宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	47
議案第75号	指定管理者の指定について	49
議案第76号	工事請負契約の変更契約の締結について	50
議案第77号	宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	51
議案第78号	令和4年度宮代町一般会計補正予算（第7号）について	52
議案第79号	令和4年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	53

議案番号	件名	頁
議案第80号	令和4年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	54
議案第81号	令和4年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	55
議案第82号	令和4年度宮代町水道事業会計補正予算（第4号）について	56
議案第83号	令和4年度宮代町下水道事業会計補正予算（第2号）について	57

議案第63号

宮代町個人情報保護法施行条例について

宮代町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、新たに宮代町個人情報保護法施行条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による地方公共団体等行政文書の写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、地方公共団体等行政文書の写しの交付に要する費用を減額又は免除することができる。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内に行わなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内に行わなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第7条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置)

第8条 実施機関は、本人の委任による代理人により、法第76条第2項の規定による開示請求、法第90条第2項の規定による訂正請求又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合において、特に必要と認めるときは、本人の意思を確認することができる。

(審議会への諮問)

第9条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、宮代町情報公開・個人情報保護審議会条例(平成11年宮代町条例第19号)第1条に規定する宮代町情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(宮代町個人情報保護条例の廃止)

第2条 宮代町個人情報保護条例(平成11年宮代町条例第17号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の宮代町個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項又は第11条第2項(旧条例第11条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた業務に従事していた者
 - (3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第14条第1項若しくは同条第2項、第3項若しくは第4項（これらの規定を旧条例第21条第4項において準用する場合を含む。）又は第21条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示並びに訂正及び追加、削除並びに目的外利用等の中止については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧条例の規定により宮代町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年宮代町条例第18号）第1条に規定する宮代町情報公開・個人情報保護審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧条例の規定により審議会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

議案第64号

宮代町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

宮代町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮代町職員の定年等に関する条例等の一部を改正等したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
(宮代町職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 宮代町職員の定年等に関する条例(昭和59年宮代町条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」

を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 宮代町職員の給与に関する条例（昭和30年宮代町条例第6号）第7条の2第1項に規定する管理職手当を支給される職
- (2) 宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年宮代町条例第9号）第3条の2に規定する管理職手当を支給される職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占め

る職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督

職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

- 第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60

年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（宮代町職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 宮代町職員の給与に関する条例（昭和30年宮代町条例第6号）の一部を

次のように改正する。

第4条第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第12項を次のように改める。

12 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年宮代町条例第6号）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第9条の4第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号及び第3号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の3第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の5の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条」を「第4条第3項から第11項まで、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第9項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する

職務の級並びに同条第3項、第4項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 宮代町職員の定年等に関する条例（昭和59年宮代町条例第11号）第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 宮代町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

9 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項

の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第9項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第17条第5項（第18条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料の額との合計額」とする。

14 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用以外の職員の項中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	215,200	255,200	274,600	289,700	314,700	356,800

（職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和30年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（降給に関する経過措置）

2 宮代町職員の給与に関する条例（昭和30年宮代町条例第6号）附則第7項の規定に基づく措置は、法第27条第2項に規定する降給とみなす。

3 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、任命権者が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和30年宮代町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第2項」を「第29条第4項」に改める。

第3条中「給料の額」を「その発令の日に受ける給料の月額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年宮代町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

第16条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第6条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和56年宮代町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮代町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第4条」を「第4条第1項又は第2項」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）宮代町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条第2号中「職員の定年等に関する条例（昭和59年宮代町条例第11号）第4条」を「宮代町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項」に改め、同条に次の1号を加える。

（3）宮代町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第4条第12項の項を削り、同表第9条の4第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第12条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第12条第4項の項を削り、同表第12条第5項の項中「職員の育児休業等に関する条例」の次に「（平成4年宮代町条例第13号）」を加え、「場合は」を「場合には」に改める。

第17条の表中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第1項又は第22条の

5 第 1 項の規定により採用された職員」に改める。

第 19 条の表第 9 条の 4 第 2 項第 2 号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第 12 条第 1 項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第 12 条第 4 項の項を削り、同表第 12 条第 5 項の項中「職員の育児休業等に関する条例」の次に「（平成 4 年宮代町条例第 13 号）」を加え、「場合は」を「場合には」に改め、同表第 18 条の 5 の項を次のように改める。

第 18 条の 5	第 4 条第 3 項から第 1 項まで、第 8 条、第 9 条及び第 9 条の 3	第 8 条、第 9 条及び第 9 条の 3
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

第 20 条の表中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員」に改める。

第 21 条第 2 号中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 22 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

3 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第 7 項の規定の適用については、同項中「) とする」とあるのは、「) に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 8 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年宮代町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は同法第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項」に改め、「で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書及び第 3 項ただし書、第 4 条第 2 項並びに第 12 条第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 14 条第 2 項第 18 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 5 項第 2 号中「地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規

定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）及び育児短時間勤務職員等」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年宮代町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）宮代町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（宮代町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第10条 宮代町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年宮代町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第11条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年宮代町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（宮代町職員の再任用に関する条例の廃止）

第12条 宮代町職員の再任用に関する条例（平成13年宮代町条例第10号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

（定義）

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- （2）暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- （3）暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

（勤務延長に関する経過措置）

第3条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の宮代町職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の宮代町職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第7条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場

合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲

内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 4 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第7条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到

達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第11条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。
第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第4条から第7条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第11条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用すること

ができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第12条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定を適用する。

（宮代町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される宮代町職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される宮代町職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の宮代町職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第9条の4第2項、第12条第2項及び第15条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第1

7条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第18条の3第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 宮代町職員の給与に関する条例第4条第3項から第5項まで及び第7項から第11項まで、第8条、第9条並びに第9条の3並びに新給与条例第4条第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第7項から第14項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定を適用する。

(宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条及び第4条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案第65号

宮代町情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例について

宮代町情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律が改正され、新たに宮代町個人情報保護法施行条例を制定することに伴い、宮代町情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例

(宮代町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 宮代町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年宮代町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「宮代町個人情報保護条例(平成11年宮代町条例第17号。以下「保護条例」という。)第26条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。

第6条第1項中「保護条例第26条の2」を「法第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、「又は保護条例第16条第1項若しくは第23条第1項」を削り、「係る公文書」の次に「(公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)又は法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る地方公共団体等行政文書(法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。)」を加え、同項後段中「公文書」の次に「又は地方公共団体等行政文書」を加え、同条第3項中「公文書」の次に「又は第1項の決定等に係る地方公共団体等行政文書」を加える。

(宮代町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第2条 宮代町情報公開・個人情報保護審議会条例(平成11年宮代町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「宮代町個人情報保護条例(平成11年宮代町条例第17号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

第2条中「宮代町個人情報保護条例」を「宮代町個人情報保護法施行条例(令和 年宮代町条例第 号)第9条」に改める。

(宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第3条 宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年宮代町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第11条中「宮代町個人情報保護条例(平成11年宮代町条例第17号)第11条の2」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第1項」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

議案第66号

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に準じ町職員の給与改定を行うため、宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮代町職員の給与に関する条例（昭和30年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用 以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	152,400	198,500	220,600	251,700	285,400	319,600
	2	154,000	200,300	222,700	253,800	287,900	322,300
	3	155,700	202,100	224,800	255,900	290,400	325,000
	4	157,300	203,900	226,900	258,000	292,900	327,700
	5	159,000	205,400	229,200	260,000	295,400	330,300
	6	160,300	207,200	231,000	262,300	297,900	333,000
	7	161,600	209,000	232,800	264,600	300,400	335,700
	8	162,900	210,800	234,600	266,900	302,900	338,400
	9	164,100	212,400	236,200	269,000	305,600	341,000
	10	165,600	214,200	238,100	271,300	308,300	343,700
	11	167,100	216,000	240,000	273,600	311,000	346,400
	12	168,700	217,800	241,800	275,900	313,500	349,100
	13	169,800	219,200	243,600	278,200	316,100	351,800
	14	171,200	221,000	245,300	280,600	318,700	354,500
	15	172,600	222,700	247,100	283,000	321,300	357,200
	16	174,000	224,500	248,900	285,400	323,800	359,900
	17	175,300	226,100	250,800	287,600	326,300	362,500
	18	177,800	227,800	252,600	289,900	328,800	365,100
	19	180,300	229,400	254,600	292,200	331,100	367,700
	20	182,800	230,900	256,600	294,500	333,600	370,300
	21	185,200	232,200	258,700	296,600	336,000	373,000
	22	186,900	233,800	260,700	298,900	338,300	375,500
	23	188,500	235,400	262,700	301,200	340,500	378,000

24	190,200	236,900	264,700	303,500	342,900	380,500
25	191,800	238,000	267,300	305,900	345,100	383,100
26	193,400	239,500	269,400	308,200	347,300	385,400
27	195,200	241,000	271,500	310,500	349,400	387,700
28	196,900	242,300	273,700	312,800	351,600	390,000
29	198,500	243,800	275,700	315,100	353,700	392,200
30	199,900	245,000	277,600	317,400	355,800	394,200
31	201,400	246,300	279,600	319,700	357,800	396,200
32	202,900	247,500	281,500	322,000	360,000	398,200
33	204,200	248,600	283,400	324,200	362,100	400,300
34	205,500	249,700	285,500	326,500	364,000	402,200
35	206,700	251,100	287,500	328,800	365,600	404,100
36	208,000	252,600	289,600	331,100	367,500	406,400
37	212,100	254,200	291,600	333,700	369,300	408,100
38	213,900	255,600	293,600	335,900	371,100	409,800
39	215,700	257,000	295,500	338,100	372,900	411,500
40	217,500	258,600	297,500	340,500	374,700	413,400
41	218,900	260,300	299,600	343,200	376,800	415,000
42	220,700	261,900	301,600	345,200	378,500	416,700
43	222,400	263,400	303,600	347,400	380,300	418,400
44	224,200	265,100	305,600	349,600	381,900	420,100
45	225,800	266,500	307,500	351,800	383,700	421,800
46	227,500	267,800	309,500	353,800	385,300	423,200
47	229,100	269,200	311,400	355,800	386,800	424,600
48	230,600	270,600	313,400	357,800	388,300	425,900
49	231,900	271,800	315,200	359,600	389,700	427,400
50	233,500	273,500	317,000	361,300	391,200	428,700
51	235,100	275,100	318,900	363,000	392,600	430,000
52	236,600	276,800	320,800	364,700	393,900	431,300
53	237,600	278,500	322,500	366,100	394,900	432,400
54	239,100	280,100	324,200	367,800	396,300	433,400
55	240,400	281,700	325,900	369,500	397,500	434,400
56	241,600	283,300	327,600	371,200	398,600	435,400

57	242,800	285,000	329,300	372,800	399,600	436,400
58	243,800	286,500	331,000	374,400	400,800	437,300
59	244,800	288,100	332,700	376,000	401,900	438,200
60	245,800	289,700	334,400	377,600	402,900	439,100
61	246,900	291,100	335,900	379,100	403,900	439,900
62	247,800	292,400	337,500	380,600	404,900	440,700
63	248,700	293,700	339,100	382,000	405,800	441,500
64	249,700	294,900	340,700	383,500	406,600	442,300
65	250,400	296,100	342,200	384,800	407,600	442,900
66	251,700	297,500	343,700	386,100	408,200	443,500
67	252,900	298,900	345,200	387,400	409,200	444,100
68	254,200	300,300	346,700	388,700	409,900	444,400
69	255,500	301,500	348,200	390,000	410,500	445,100
70	256,900	302,900	349,700	391,200	411,000	445,600
71	258,300	304,100	351,200	392,200	411,900	446,100
72	259,700	305,500	352,700	393,400	412,500	446,600
73	261,100	306,300	353,900	394,500	412,900	447,000
74	262,500	307,600	355,000	395,500	413,500	447,400
75	263,900	308,900	356,100	396,500	414,100	447,800
76	265,300	310,200	357,200	397,500	414,700	448,200
77	266,500	311,400	358,200	398,400	414,900	448,700
78	267,800	312,600	359,300	399,200	415,200	449,000
79	269,100	313,800	360,400	400,000	415,800	449,300
80	270,400	315,000	361,500	400,800	416,300	449,600
81	271,600	316,100	362,600	401,700	416,800	450,000
82	272,900	317,200	363,600	402,500	417,300	450,200
83	274,200	318,300	364,600	403,300	417,800	450,300
84	275,500	319,400	365,600	404,100	418,300	450,400
85	276,700	320,300	366,400	404,700	418,800	450,700
86	277,900	321,300	367,200	405,200	419,300	450,900
87	279,100	322,300	368,000	405,700	420,100	451,100
88	280,300	323,300	368,800	406,200	420,600	451,300
89	281,400	324,100	369,600	406,800	421,100	451,500
90	282,300	325,000	370,300	407,200	421,400	451,600

91	283,200	325,800	370,900	407,500	421,900	451,700
92	284,100	326,700	371,600	407,900	422,400	451,800
93	285,100	327,400	372,200	408,300	422,900	452,000
94	285,600	328,100	372,800	408,700	423,300	452,100
95	286,200	328,800	373,400	409,100	423,700	452,200
96	286,800	329,500	374,000	409,500	424,200	452,300
97	287,500	330,100	374,500	409,600	424,600	452,400
98	288,100	330,800	374,900	409,800	425,000	452,500
99	288,700	331,500	375,400	410,100	425,200	452,600
100	289,300	332,200	375,900	410,400	425,600	452,700
101	289,800	332,700	376,200	410,600	426,000	452,800
102	290,300	333,200	376,600	411,000	426,400	452,900
103	290,800	333,700	377,000	411,400	426,800	453,000
104	291,300	334,200	377,400	411,800	427,100	453,100
105	291,700	334,700	377,900	412,100	427,500	453,200
106	292,100	335,100	378,200	412,400	427,900	453,300
107	292,500	335,500	378,500	412,800	428,300	453,400
108	292,900	335,900	378,800	413,200	428,700	453,500
109	293,100	336,300	379,000	413,400	429,100	453,600
110	293,400	336,700	379,300	413,700	429,500	453,700
111	293,700	337,000	379,600	414,000	429,900	453,800
112	294,000	337,400	379,900	414,400	430,300	453,900
113	294,100	337,600	380,200	414,600	430,700	454,000
114	294,400	338,000	380,500	414,800	430,900	
115	294,700	338,400	380,800	415,000	431,200	
116	295,000	338,800	381,100	415,500	431,500	
117	295,100	339,000	381,200	415,800	431,800	
118	295,300	339,400	381,500	416,100	432,100	
119	295,500	339,800	381,800	416,400	432,400	
120	295,700	340,200	382,000	416,600	432,700	
121	295,800	340,400	382,100	416,700	433,000	
122	296,100	340,700	382,400	416,900		
123	296,400	341,000	382,700	417,100		
124	296,700	341,300	383,000	417,300		

	125	296,800	341,600	383,100	417,400		
	126	297,000	341,900	383,300	417,500		
	127	297,200	342,200	383,500	417,600		
	128	297,400	342,500	383,700	417,700		
	129	297,600	342,700	383,800	417,800		
	130		343,000	384,000			
	131		343,100	384,200			
	132		343,400	384,400			
	133		343,500	384,500			
	134		343,800	384,600			
	135		344,100	384,700			
	136		344,400	384,800			
	137		344,500	384,900			
	138		344,700				
	139		344,900				
	140		345,100				
	141		345,200				
	142		345,500				
	143		345,800				
	144		346,100				
	145		346,200				
再任用 職員		215,200	255,200	274,600	289,700	314,700	356,800

第2条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮代町職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮代町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

議案第67号

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合の改定を行うため、宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第1条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」に改める。

第2条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第68号

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

職員の給与改定に準じて、町長及び副町長の期末手当の支給割合の改定を行うため、町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町長及び副町長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」に改める。

第2条 町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の町長及び副町長の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の町長及び副町長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第69号

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

職員の給与改定に準じて、教育長の期末手当の支給割合の改定を行うため、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」に改める。

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第70号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

人事院勧告に準じて特定任期付職員の給与改定を行うため、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年宮代町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「375,000」を「376,000」に改める。

第9条第2項中「100分の162.5」を「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（町規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

議案第71号

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

国民健康保険税の税率等を改定するため、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.17」を「100分の6.98」に改める。

第5条中「31,800円」を「32,000円」に改める。

第6条中「100分の2.05」を「100分の2.09」に改める。

第7条中「11,000円」を「11,400円」に改める。

第8条中「100分の1.89」を「100分の2.10」に改める。

第9条中「14,100円」を「14,600円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同項第1号ア中「22,260円」を「22,400円」に改め、同号イ中「7,700円」を「7,980円」に改め、同号ウ中「9,870円」を「10,220円」に改め、同項第2号ア中「15,900円」を「16,000円」に改め、同号イ中「5,500円」を「5,700円」に改め、同号ウ中「7,050円」を「7,300円」に改め、同項第3号ア中「6,360円」を「6,400円」に改め、同号イ中「2,200円」を「2,280円」に改め、同号ウ中「2,820円」を「2,920円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,770円」を「4,800円」に改め、同号イ中「7,950円」を「8,000円」に改め、同号ウ中「12,720円」を「12,800円」に改め、同号エ中「15,900円」を「16,000円」に改め、同項第2号ア中「1,650円」を「1,710円」に改め、同号イ中「2,750円」を「2,850円」に改め、同号ウ中「4,400円」を「4,560円」に改め、同号エ中「5,500円」を「5,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宮代町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第72号

宮代町上水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例について

宮代町上水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、上水道事業経営審議会及び下水道事業審議会を統合するため、宮代町上水道事業経営審議会条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町上水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例
宮代町上水道事業経営審議会条例（平成6年宮代町条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮代町上下水道事業審議会条例

第1条中「上水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、「宮代町上水道事業経営審議会」を「宮代町上下水道事業審議会」に改める。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 水道又は下水道の使用者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(宮代町下水道事業審議会条例の廃止)

2 宮代町下水道事業審議会条例（平成3年宮代町条例第20号）は、廃止する。

議案第73号

宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

宮代町水道事業の設置等に関する条例の一部改正に伴い、宮代町水道事業給水条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例

宮代町水道事業給水条例（平成10年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「宮代町水道事業の設置等に関する条例（昭和41年宮代町条例第20号）第2条第2項」を「宮代町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年宮代町条例第20号）第3条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第74号

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

入所児童数の増加に伴い、新たにふじ第二児童クラブを設置するため、宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例（平成17年宮代町条例第26号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表中

ふじ児童クラブ	宮代町字百間1105番地12	200人
ふじ第一児童クラブ	宮代町字百間1105番地12	160人
ふじ第二児童クラブ	宮代町字百間1122番地1	120人

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第75号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称	施設の所在地
宮代町新しい村	宮代町字山崎777番地1

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 株式会社 新しい村

団体の所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎777番地1

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月24日提出

宮代町長 新井 康之

提案理由

宮代町新しい村の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第76号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 進修館空調設備改修工事 |
| 2 | 施 工 箇 所 | 宮代町立コミュニティセンター進修館地内 |
| 3 | 変 更 前 工 期 | 令和4年6月10日から令和5年1月31日まで |
| 4 | 変 更 後 工 期 | 令和4年6月10日から令和5年4月28日まで |
| 5 | 請 負 業 者 | 埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎745番地2
株式会社中村工業所 宮代営業所
所長 瀬 口 卓 |

令和4年11月24日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

進修館空調設備改修工事の履行期限を変更する必要が生じたため、工事請負契約の変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第77号

宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を宮代町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 横 手 敏 夫
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和4年11月24日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現固定資産評価審査委員会の委員である横手敏夫氏を引き続き委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第78号

令和4年度宮代町一般会計補正予算（第7号）について

令和4年度宮代町一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

出産・子育て応援交付金事業の実施、職員の給与改定及び事業実績の確定による国県支出金の返還等による増額に伴い、令和4年度宮代町一般会計予算に8,182万7,000円を追加し、総額を131億7,807万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第79号

令和4年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和4年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定等に伴い、令和4年度宮代町国民健康保険特別会計予算に32万9,000円を増額し、総額を38億7,818万5,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第80号

令和4年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定及び国庫補助金の交付等に伴い、令和4年度宮代町介護保険特別会計予算に46万1,000円を増額し、総額を33億2,465万3,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 8 1 号

令和 4 年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 4 年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

職員の給与改定等に伴い、令和 4 年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算から 3 万 4, 0 0 0 円を減額し、総額を 6 億 2, 8 1 5 万 5, 0 0 0 円とすることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第82号

令和4年度宮代町水道事業会計補正予算（第4号）について

令和4年度宮代町水道事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定等による補正及び井戸停止による受水費の増に伴い、令和4年度宮代町水道事業会計予算の第3条予算について、収益的支出に1,100万6,000円を増額することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第83号

令和4年度宮代町下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和4年度宮代町下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定等による補正に伴い、令和4年度宮代町下水道事業会計予算の第3条予算について、収益的収入及び収益的支出に13万3,000円を増額することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。